

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和5年3月6日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉地方裁判所新館大会議室
- 3 出席者

（委員）浅尾智康、足洗俊郎、岩藤千代子、大石聡子、大木和子、大久保健司、河原俊也、岸日出夫、篠田三紀、鶴ヶ野翔麻、細田美和子、村上和仁、安田昌子

（五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

大槻真人首席家庭裁判所調査官、鈴木浩家事首席書記官、戎史木少年首席書記官、大島弘樹次席家庭裁判所調査官、八重樫達総括主任家庭裁判所調査官、吉崎恵美主任家庭裁判所調査官、川崎智之家庭裁判所調査官、杉山佳紀事務局長、佐藤葉子事務局次長、曾田隆史総務課長、中山慎一会計課長、積和夫総務課課長補佐

4 テーマ

デジタル社会における少年の非行防止とネットセーフティ講習

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（大木和子委員）について、曾田総務課長から紹介された。

(2) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーから、少年審判手続の説明、千葉家庭裁判所の少年等に対する教育的措置の現状及びネットセーフティ講習について説明がされた。

イ 協議の要旨（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

■委員長

まず、先ほどの説明に対する疑問あるいは質問等はございますでしょうか。

●委員

少年事件について全く知識がないのでお伺いいたします。少年事件における「少年」の中には少女も含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

■委員長

裁判所の方、回答をよろしくお願いします。

●委員

少年法でいう少年というのは男女を問いませんので、少女、いわゆる女の子も含めて「少年」と呼んでおります。

■委員長

他にありますか。

●委員

千葉家庭裁判所の教育的措置の現状の説明の中で、千葉家庭裁判所が様々な取組をされていることに驚きました。そこで、まず、最近のニュースで、福岡で少年が少年院を仮退院した直後に女性を殺害した事件で女性の遺族が、少年院が適切な矯正教育を怠ったとして国に対して損害賠償を求めて訴訟を起こしたというニュースや、埼玉で誰でもいいから人を殺したいと思った少年が中学校に侵入して教員を刃物で切りつけるというニュースがある中で現在の少年犯罪が質・量的にどのように変化してきていて、その原因がどこにあると家庭裁判所が認識されているかお聞かせ願えますでしょうか。といいますのも、非行の要因の一つに両親の共稼ぎが挙げられていたからです。核家族化ですとか親の孤立化といったことが非行の要因として挙げられることは非常に納得できるのですが、妻が専業主婦であったら少年が非行に走らなかったと言われてしまいますと、少し首を傾げたくってしまいました。両親の共稼ぎという事情がどのように少年の非行に結び付いていくのかといった点について家庭裁判所がどのような認識でいらっしゃるのかをお聞きしたいと思いました。

■委員長

少年事件の最近の傾向及びその原因、とりわけ家庭環境等がどのように影響しているのかという御質問かと考えますので、裁判所の方に回答をお願いしたいと思います。

●委員

まず、少年保護事件の事件数なのですが、統計を見てみますと、一番多かったのが昭和40年前後で、1年間に約100万件ほど係属していたのですが、そこをピークに多少の上下はありますが減少傾向に転じ、昨年は約4万5000件まで減少しました。少年の数自体が減っていることも要因の一つと考えられますが、少年の数の減少数以上に少年保護事件は減少しております。激減していると言っても過言ではないと考えます。なぜ少年の数以上に少年保護事件が減少しているのかということにつきましては、定説がないというのが今の実情でございます。ただ、千葉県において比較的分かりやすい要因の一つといたしまして、暴走族の減少が挙げられると考えます。一昔前ですと、50人単位の暴走族が珍しくなかったものが最近では5人とか3人とかになっています。これは子供の車離れ等が要因となっていると考えますが、それ以上のことは分からないというのが実情でございます。

■委員長

要因としてどのようなものがあるのかということを探求するのは、教育的措置の効果の上げ方ですとか、新たな教育的措置の在り方等に関連してくる問題なのではないかと考えますので、御議論いただければと思います。

●委員

ネットセーフティ講習ではアンケートを取っていらっしゃるということなのですが、今後、現状の教育的措置をブラッシュアップしたり、新しくしたりしていくためには、現場のニーズですとか、少年若しくは保護者のニーズを汲み取っていくことがとても大事になってくると思います。現状の教育的措置におけるそれぞれの活動でアンケートやフィードバックといったことは行っているのでしょうか。

■委員長

オブザーバーの方で回答をお願いします。

▲オブザーバー

基本的に集団で講習を実施しているものについては、教育的措置の効果を検証するためにアンケートを取り、報告資料として裁判官にも提供しております。

●委員

効果の検証を行う中で、裁判所として、この講習は続けていくべきですとか、変えていくべきといった意見は出てきたりしているのでしょうか。

▲オブザーバー

これまでのところ、効果の検証を実施した結果、やめた方がいいという結論に達した講習はなく、現状実施しているものにつきましては、効果はあると考えており、継続していくという結論に達しております。

■委員長

基本的には、継続の方向で、個別的に工夫が必要であれば取り入れていくという姿勢のようなのですが、いかがでしょうか。

●委員

ありがとうございます。非常に頑張っているのはすごく分かるのですが、どこまで行き届いているかという観点からしますと、頻度と対象者の数を掛けても人数はとても少ないと思われまます。講習を受けられる少年は非常に少なく、講習を受ける必要がある保護者も多くいらっしゃると思われまますので、そこをどのように増強していくかを考える必要があると思われまます。あと、少年の更生を考えるという観点からも、そこに割く予算がほぼないのではないかと思われまます。せつかくの千葉家庭裁判所委員会ですので、この場をお借りして予算措置を強く要望いたしまます。

■委員長

千葉家庭裁判所委員会のみならず千葉地方裁判所委員会の場合でもしばしば耳にす

る予算的措置という厳粛な御意見として承りたいと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

本日の裁判所からのテーマ説明を聞いておりました、どうしてこういうことをやらなければいけないのか、少年がどうしてネット上で犯罪行為に及んでしまうのかという部分の説明が無かったように思いました。それで、私なりに、どうして少年がネット上で犯罪行為に及んでしまうのかということを考えてみたのですが、やはり自分を認めて欲しいですか、自分はこんなことができるのだといった歪んだ形の自己承認欲求が強いのではないかと考えました。マズローの4番目の欲求です。ただ、これは何もネット社会の犯罪に限った話ではなくて、リアルな社会の犯罪でも全く同じことがあてはまると思います。そして、自分を認めて欲しいという欲求の背後に何があるのかといいますと、おそらく、社会、家及び学校といった物理的な居場所がないだけでなく精神的な部分の持っていき場がないということがあるのではないかと考えております。では、そうした状況に陥っている少年にどのように対応していくべきなのかということを考えますと、まず少年をできるだけ褒めてあげるといふことなのではないかと考えます。少しでも良い点があれば褒めてあげるといふことが必要なのではないかなと思います。ヤングケアラーという言葉がございしますが、定時制高校に通っている1年生の少年が、自分の両親の体調が悪いために、1人で年の離れた妹や近くに住んでいて誰も面倒を見てくれない姉の子供たちの食事の世話、保育園の送迎、風呂の面倒まで見ているという話を聞いた時に、「ええ、よくそんなことできるね。」ですとか、私がサラリーマン時代に子供の世話をどこまでやっていたかを話した上で、「君は大したもんだよ。」と言ったら、にっこり笑って、「母親から褒められたこと一度もありません。」と話してくれたことがありました。こういう会話ができれば様々なことを話してくれますので、まずは褒めてあげられる部分を探す努力をしなければいけないと考えます。それから、これは教育的措置に関わってくることなのですが、少年に、自身の問題行動を自覚

してもらわなければならないと考えます。そのためには、健全な大人の成功パターンあるいは、そこまでは難しいとしても健全な大人の行動パターンは最低限示してあげる必要があると考えます。そういった意味でも千葉家庭裁判所において親子で講習を受けさせる取組をされているということは非常に良いことだと思いました。ただ、ネットの問題になりますと大人は疎い部分がありますので、「健全な大人」の「大人」の部分につきましては、少年の年代に近い人を引っ張ってくる必要があるのではないかと思ったりもしました。それから、ネット社会は一度発信したら記録に残り、自分が丸裸になってしまうということを分からせなければいけないと思います。以前、私はフェイスブックをやっていたのですが、聞いたこともない国の外国人の名前ですとか、様々なデータが毎日のように送られてきてこれは怖いことだと思い、結局やめてしまいました。こういった経験談等も交えてうまく説明してあげられればネット社会の怖さみたいなものも少年たちに伝えられるのかなとも思いました。

■委員長

ありがとうございます。大変示唆に富む内容が数多く含まれていたように思います。恐らく少年たちの承認欲求が心の居場所を求めるのだろうと思われまので、どのような形でもいいので他人に褒めてもらうということは良い薬なのだろうと思いますが、他方においてそれをやる人たちが周りにいるのかという環境の問題についてはいかがでしょうか。

●委員

先ほど両親の共稼ぎが非行の要因となっているという話がありましたが、私の息子たちも所帯をもち、夫婦共稼ぎで、孫は15、16、17ぐらいの年齢になっております。その孫たちのネットの使い方に問題があり、犯罪の被害者になる可能性があったということで利用をストップさせたことがありました。こういうときに、祖父母はどのように関わったら良いのだろうかと思いました。私は、SNSが苦手です、やっとLINEができるようになったぐらいの状態なのですが、孫から返

信があるだけで嬉しくなり、喜んでいたら、孫はもう実世界よりもそちらの世界の方が好きという状態に陥っていたことがありました。そういうときに核家族化が進んでしまっている状況で、少年の周りにいる人たちがどのように関わっていったら良いのか、例えば、少し離れた所に住んでいるおじいちゃんやおばあちゃん、あるいは近所のおじいちゃんやおばあちゃんがどのように関わっていったら良いのか、親を差し置いて言っても良いのかといった点が悩ましく感じております。

■委員長

核家族化等が進み家族構成も20年前と比べて大きく変容している現在、一緒に住んでいなくても、祖父母が自分のことを考えてくれているといった部分が少年に届けば少年の健全育成という点で全然違うのではないかと感じて聞いておりました。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

●委員

ネットセーフティ講習の対象者がインターネットやSNSの利用に関する課題がある少年となっているのですが、実際に少年事件に関わる方から見て、他の様々な非行事案と比較して、ネットセーフティ講習が必要となるような少年の属性について、違った要因等はあるのでしょうか。

■委員長

いかがでしょうか。オブザーバーの方から回答をお願いいたします。

▲オブザーバー

薬物、闇バイト及び児童ポルノといったネット上の様々な違法・有害情報が非行に関係している少年が増えてきているという実感があつたためネットセーフティ講習を立ち上げたという経緯はあるのですが、実際、ネットセーフティ講習を受講させている少年は必ずしもそのような非行に及んだ特別な少年ではありません。盗撮ですとか児童ポルノが関係する非行に及んだ少年もいますが、少年は中学生ぐらいになりますと、当然にネットを活用していますので、例えば、非行自体は窃盗なのですが、スマホに向かう時間が長すぎて、夜更かしした結果、生活が崩れているで

すとか、そのことで親とけんかをして、親に利用を制限された結果、親を殴ったことがあるですとか、非行の背景事情にネット使用に関連したトラブルがある少年も講習の対象としますし、結局のところ、ネットセーフティ講習の目的を少年が自分で危険を知って自律的に自身の行動を考えていけるようになるという点に置いていますので、ほとんどの少年がネットセーフティ講習の対象になってくるのではないかと感じています。ただ、実際に受講できる少年ということになりますと、コロナ禍ということもあり、かつ、まだ始めたばかりということもありますので、在宅係属している少年のうちの一部しか受講できていないですが、どのような少年も受講させる意味はあると考えております。

●委員

ありがとうございます。今回、話を聞いていて興味深いと思ったのは、親子で関わりを持つということでした。少年の面倒を一番見るであろう親が少年が何か悪いことをすればいさめることを期待して、親の監督がしっかり機能しているということが少年が非行に走ることを防止するための重要な前提になるという考え方が背景にあると思いました。それは、恐らく、これまで家庭裁判所が教育的措置に関する取組を進めてくる中で親の存在というものが大きくなってきたからではないかと思いました。もっとも、親と子供の間でネットに対する向き合い方は恐らく大きく違い、かつ、若者の中でも恐らくコロナ前後ではだいぶ違う印象があるように思います。特に変わってくるのは、積極的にネットに関わりそうな中学生、高校生ぐらいですと、コロナの初期には、対面でのコミュニケーションがなく、専らネットワークで文字が主流になっていました。ただ、文字だけで伝えたいことを全て伝えるのは難しい部分があり、文字だけのやり取りに習熟しないままに少年が社会との関わりを持つということになるとそれまでにないような様々な問題が生じてくるのは必然なのではないかと思いました。そうした問題を解決する1つの方法として言葉だけのやり取りに慣れるとといいますか、そのテクニックを伸ばすための取組が大事なように本日の話を聞いて感じました。

■委員長

ありがとうございます。恐らく大学などではここ数年、学生とのコミュニケーションを取ることが難しく、いろいろな工夫をされていると思いますし、また、学生が様々な事件の被害者にならないように苦心されているのではないかと思うので、学術機関で教鞭を執られている委員の方から御意見等を賜ればと思います。よろしくをお願いします。

●委員

コロナ前後、更には現在と比較したときに、学生の気質は変わってきているなどは感じます。それは、入学してからずっとオンライン授業で、4年生になって卒研が始まって初めて同級生の顔を見たというケースもございますし、十数人の学生が急に集められて、さあやりましょうと言っても、なかなかコミュニケーションが取れないというケースも相当数ございます。もちろん、1、2、3年の間に大学側からネットリテラシー等の講習会は発信しますし、動画でも視聴できるようにしておりますけれども、果たしてどれだけの学生が視聴しているのかと問われれば疑問符がつき、スイッチを入れて流しっぱなしにして実は違うことをやっているというケースも容易に想定できますので、効果としてはどうなのかなという気がしております。また、オンラインによる授業が始まってから、保護者からの学校へのクレームが増加したという印象を受けています。やはり保護者の方も自分の子供がきちんとやっているか心配なのでしょうけれども、子供もうまく自身の状況を伝えられていないようで、間違った情報が伝わっていて、実際に、対面で保護者の方と面談をすると全然雰囲気が違うということが多いです。ネット上では、違う人格とまでは言いませんが、強く出ているのかなというような印象を受けたりもしました。

■委員長

ありがとうございます。今、保護者からの学校へのクレームについての話が出たのですが、少年保護事件においては親が機能を十分に果たせていないケースが多いように思われます。こういったケースに我々はどのように向き合っていったら良い

のか、どのような形で教育的措置の中に落とし込んでいったら良いのか、そういった視点から御意見を賜れればと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員

親がいない少年の親代わりを務める活動が重要になってくると思います。私は、先ほど健全な大人の行動パターンを示す必要がありますが、「健全な大人」の「大人」の部分については少年の年代に近い人を引っ張ってくる必要があると言ったと思いますが、こうした活動において学生の力を借りるということがかなり有効なのではないかと考えております。いわゆる学生ボランティアでございます。SNSということになりますと、大人ですと年齢のギャップもさることながら技術的な部分で分からないことも多いので、なかなか少年とのコミュニケーションができません。ですので、SNSの利用の仕方や危険性を大人以上に分かっておられる健全な学生さんを含めた形で行動パターンを示していくということも一つの方法ではないかなと思っております。

●委員

学生ボランティアということなのですが、私が教鞭を執っている大学ではインターンシップ扱いとしていて、ボランティア活動が1単位になりますので、そういうところへの挺入れも考えられるかと思いました。あとは、例えば、私が教鞭を執っている大学にはないのですが、教職課程の学生をそういった活動にうまく組み込んで、様々な生徒に対応できるように経験を積んでもらうといったことも考えられるのではないかと思いました。

■委員長

親の機能の話の前に、ジェネレーションギャップという、親子間の認識や考え方の断絶についての話があったと思うのですが、その問題に対する一つの答えとして学生の考え方の利活用があるというのは私も同感でございます。学生ボランティアの掘り起こしにつきましては大学の先生方をお願いする部分もあると思うのですが、社会的にそういった活動を増進できるような方法はないのでしょうか。御意見を賜

ればと思います。

●委員

今、私にも大学生と高校生の娘がいるのですが、彼女たちの行動を見ておりますと、何でもネットから情報を取ったりですとか、ずっと会っていないような友達の動向をインスタグラムで追ったりですとか、私たちの世代とは全然違う方法でつながっているなということもございますし、社会で何らかの事象があったときの自分の判断の基準が、自分の中の問題意識ではなくて、ネット上の意見になってしまっているのではないかと思うところがございます。私としましては、そうではなくて、きちんとした取材に基づいたマスメディアの意見を見なさいとは思っているのですが、彼女たちはスマホの中から情報を得ることが日常になってしまっているので難しいようです。スマホの使い方やSNSの使い方については子供たちが小学生の時から、講習が定期的にいろいろな学校で開催されてはいるようですが、犯罪行為にいたる前に、そもそもこういうリスクがあるとか、こういうのが問題だよといったものを学校からもっと頻繁に発信されるような環境があった方がいいのではないかと考えております。

■委員長

もっとマルチな形でネットの使い方や怖さを子供たちに伝えることが必要という御意見だったと考えておりますが、私も同感でございます。貴重な御意見をありがとうございました。

●委員

私が所属している組織におきましてもメディアリテラシー講習に力を入れておりました、小学校向け、中学校向け、高校向け及び大学向けとやっているのですが、親子でグループワークをしていくことは良いなと思いました。親子の間のジェネレーションギャップを埋めることになるからです。今、学校ではパソコンに触れる授業が毎週あると思うのですが、おそらくその中でリスクについて話すのは年に1回程度ではないかと思うのです。そこで、例えばメディアの関係者がメディアの立場

でリスクについてお話をしたり、非行に及んでしまった少年の事情を熟知している家庭裁判所の職員の方が、メディアとは違った家庭裁判所の立場でリスクについてお話をしたりすると、生徒や学生たちに危機感のようなものを醸成させていけるのではないかなと思っております。そのような授業の在りようについて各自治体、メディア及び家庭裁判所が一体となって検討していくことも重要なのではないかと思います。

●委員

ここで一つ質問なのですが、ネットセーフティ講習につきまして、家庭裁判所の職員の方が小学校、中学校及び高校等においてお話をされた実績等はあるのでしょうか。

●委員

家庭裁判所では中学校との連絡協議会を毎年やっております、最近の家庭裁判所の取組を御説明させていただき、ネット犯罪が多いものですから、そういった問題につきまして、市の教育委員会の方、あるいは各中学校の先生方から様々な御意見を賜ったり、こちらから意見を申し上げるといったことはございますが、高校ということになりますと、そういった機会はないのではないかと思います。

●委員

例えば、家庭裁判所調査官の方が学校現場に出向いて、ある程度の数の講習を行うことは難しいのでしょうか。

●委員

裁判所というのは性質上、来た事件について裁判をするという受動的な国家機関ですので、呼ばれてもいないのにこちらから講習に行くといったことは難しいのですが、教育委員会等からお声掛けしていただければ我々も前向きに検討していきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

●委員

学校内暴力ですとか暴走族といった目に見える形での少年非行は減ってきている

と思いますが、子供たちの実態は変わってはいないなと思います。逆にネットという見えない世界に入り込んでいってしまっているのかなと大変危惧しております。現在、ギガスクール構想が進む中で、小中学生は一人1台タブレットを使って学校生活を送っていますが、学校側で子供たちが悪いサイトにアクセスしないようにセキュリティを強化しても子供たちが容易に突破してしまうケースも見受けられますし、サイトへのアクセスであれば学校側も把握できますが、メールのやり取りまでは把握ができません。ただ、実際にはメールのやり取りの中でいじめが起きてしまったり、犯罪につながってしまったりといったケースが数多く見受けられますので、ネットセーフティ講習を学校で子供たちに向けて実施していただけるとありがたいなと思っております。なお、高校生向けではございますが、道徳教材の中で情報モラルですとかスマホの使い方といった話はしているのですが、日常的に接している教員が話をするのと、家庭裁判所の職員の方ですとか、マスコミの方たちが来てくださって話をするのでは子供たちの新鮮度が違うと感じておりますので、そういった機会をもっていただけるとありがたいなと思っております。

●委員

事実かどうかは分かりませんが、ネット上で犯罪に及ぶ少年というのはそれほど非行性が強くないということを何かの書物で読んだことがあります。犯罪のレベルとしてはそれほど高いところまで進んでいないのではないかとということが書かれていました。人間は有史以来、大体直感で70パーセント判断をすればセーフだったのですが、30パーセントはバイアスがかかって、時には失敗をして痛い思いをしていたと思います。しかし、そこは一旦立ち止まって考えるということが大人の対処法だったのだと思うのです。ですので、ネット上で犯罪に及ぶ少年の非行性がそれほど進んでいないのであれば、一旦立ち止まって考えさせる方法を教えていくという意味において、本日の様なお話は非常に役に立つのではないかと思います。

●委員

私も地域の主任児童委員を長くやっております、幼稚園、小学校及び中学校と

も関わってきたのですが、小学校高学年ぐらいからスマホを持つお子さんが90パーセントを超えているという時代ですので、小学生のうちから様々な講習を受けておくということは大事なのではないかなと思いました。本日は少年の非行防止とネットセーフティ講習という問題ですが、中学校などでは警察署の方が来てお話をしてくれるようですので、そういったお話を保護者も一緒に聞くということも大事なのではないかなと思います。そこで聞いたお話を家庭に持ち帰って、それぞれの家庭でのルールづくりをしていくのが良いのではないかなと思いました。先ほど、ネット上で犯罪に及ぶ少年の非行性はそれほど強くないというお話がありましたが、詐欺罪は実刑しかないとお聞きしたことがありますし、ネット上ですと、犯罪との垣根が曖昧になり、ちょっとしたところで踏み外すと簡単に罪を犯すことになってしまうという意味では普通のお子さんが罪を犯す可能性が高いので、こういう部分につきまして気を付けるように周知していくことが大事だと思います。男の子だと振り込め詐欺の受け子になってしまったりですとか、ゲームで大変な金額の課金をしてしまうというようなお話も耳にしますので、保護者の方でも利用明細を見てチェックをするといったことが大事になってくると思いますし、女の子だとSNS上で自分について投稿をしてしまうと、デジタルタトゥーというようなこといわれておりますが、一生消えないということがございますので、軽々しく自分の名前ですとか住所をアップしないということが犯罪に巻き込まれないようにするために大事なのではないかなと思います。

●委員

今日のテーマについて二つ要望がございます。まずネットセーフティ講習は非常に良い取組ですので回数を増やしていただきたいです。8組で3回の計24組ではやはり少ないと思います。そこで、LINEみらい財団が作成した親子ワークの部分の録音データや録画データを家庭裁判所調査官が立ち会う形で、何度も利用することをLINEみらい財団に持ちかけてみてはいかがかと思います。2点目は、先ほどお話に出たボランティアをどう広げていくかという点に関しまして、千葉銀行

ですとか京葉銀行といった千葉の大企業は地域貢献にも積極的だと思いますので、そうした企業の広報課と連携してみるのも良いのではないかなと思いました。

■委員長

ネットセーフティ講習のボリュームアップは、当然考えられていくべきことだと思います。それから、もう一つの御指摘なのですが、既にマスコミ、自治体及びその他関連する主体と裁判所がネットワークを構築して少年の非行防止への取組はしております、そこに企業の助力も加えられるのではないかという御提言は、非常に示唆に富むものだと思います。先ほどオブザーバーの方から説明がありましたように、中学校との連絡協議会といったものは毎年やっているのですが、そういった伝統的なネットワークだけではなくて、社会の変化を見据えた少年の非行防止に向けたネットワークというものも新たに考えられていいのかなと思うに至りました。裁判所の人間として少年事件に携わっておりますと、実務上の教え方等が邪魔をして、なかなか新たなアイデアが湧きにくいというところがございます。そこで最後に、皆さんに、これまで出てきたような教育的措置ではなく、このようなものも考えられて良いのではないかといった斬新なアイデア等をいただければと思います。いかがでしょうか。

●委員

我々としましては、他の企業等を御紹介いただければ、そこを突破口にして取組を広げていきたいと考えておりますので、御紹介いただければと思います。また、暴力的な非行は減ってきているものの、非社会的でコミュニケーションが取れない形での非行が増えてきておりますので、親子をはじめとして、様々なコミュニケーションを取れるような取組に協力してくださるような団体がございましたら我々の方で直接お話を伺いに行きますので、御紹介いただければと思います。

●委員

私の家庭裁判所のイメージは、非行事実があった少年に対して調査と鑑別という二つの手法でその非行の原因及び改善の方向性を検討して、試験観察も一部導入し

ながら、保護処分か不処分かを定める所というものです。保護処分になると少年院と保護観察所といった矯正施設という国家機関へバトンタッチができます。他方、不処分になりますと、もうここで国家の関与は終わりということになりますが、本当にこの少年はそれでいいのかというところが分からないので、おそらく、先ほどの調査において、様々な模索をして、鑑別においても様々な情報を共有しているのだと思っております。その上で、保護処分か不処分かを定めるまでの期間の目安が平均して1か月ですとか2か月であれば、年3、4回では回数が少ないのではないかという実感はあります。事案や少年によって、もう不処分でもいいでしょう、いや、これはもうちょっと保護処分に乗っけないといけないということはある程度分かるかもしれませんが、もう少し家庭や少年と向き合うことによって、不処分の可能性があるような場合には、ある程度の期間が必要になってくると思われまます。その期間内に、年3回でしたら4か月に1回しかしないという計算になり、4か月引き延ばすのかというようなところもまた少年などにとっては不利益になってきますので、処分までの期間で少なくとも1回ぐらいはアプローチができるように、設定していただけたらと思います。以上です。

(3) 次回開催日時等

次回の開催を令和5年7月19日とし、次回のテーマは「家庭裁判所の広報の在り方について」とすることについて、委員の賛同を得た。